

告示

埼玉県告示第三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、足立北部土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十九年一月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	成塚常吉	埼玉県鴻巣市宮前四百九十一番地
同	渡邊秋夫	同 糠田二千三百四十番地
同	伊藤政士	同 箕田五十三番地
同	平賀元宣	同 明用二百九十五番地
同	原口治男	同 小谷千九百一番地
同	林春男	同 荊原二十六番地
同	吉田勝利	同 大芦千八百二十六番地
監事	武井美津夫	同 糠田千四百十二番地
同	太田隆男	同 箕田百五十五番地一
同	杉山邦司	同 小谷九百五番地
同	小林信雄	同 大芦千二百七番地三

二 退任

職名	氏名	住所
理事	平賀元宣	埼玉県鴻巣市明用二百九十五番地
同	渡邊秋夫	同 糠田二千三百四十番地
同	林春男	同 荊原二十六番地
同	小林克行	同 大芦千百二十番地
同	鈴木敏夫	同 小谷二千三百三十五番地
同	成塚常吉	同 宮前四百九十一番地
同	伊藤政士	同 箕田五十三番地
監事	佐藤繁	同 同五十八番地一
同	西木満	同 大芦千五百五十五番地
同	水野哲夫	同 小谷八百二十四番地
同	岡崎茂	同 糠田千四百八十番地